

只見町障害者活躍推進計画

機関名	只見町
任命権者	只見町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31年（5年間）
只見町における障害者雇用に関する課題	<p>只見町は、令和元年において、法定雇用率が未達成である。これまで募集時に特段の制限はしていないが応募者がいない状況である。</p> <p>新規雇用にあたっては受入れ態勢の整備を検討し、職場の設備改善等を行う必要も想定されるため、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>障害者である職員の実雇用率について、各年度において当該年6月1日時点の法定雇用率達成を目標とする。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年度末に、前年度採用者の定着状況を把握。</p>
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携し、関係者間で役割分担や相談窓口を整理し、関係者間において情報を共有する。 ○役割分担については人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○人事評価面談の際、障害者と業務の適切なマッチングができているのか点検を行い、必要に応じて検討を行う。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○現に勤務する障害者や今後採用する障害者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場の拡大を推進する。